



発行 東京都

目次

38

条例

○東京都条例の一部を改正する条例……………（主税局）…一

規則

○東京都条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…五
○東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三

条例のあらまし

●東京都条例の一部を改正する条例（条例第七九号）

- 一 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二八年法律第一三三号）の施行に伴い、所要の改正を行います。
- （一）法人の事業税
 - ア 外形標準課税の対象法人について、所得割の税率を引き下げ、付加価値割及び資本割の税率を引き上げます。
 - イ 標準税率の一・〇五倍相当の税率による超過課税を継続します。
- （二）自動車取得税
 - 七・五トン超のバス又はトラックのうち、平成二八年軽油重量車基準に適合

し、かつ、平成二七年度基準エネルギー消費効率を満たすものをエコカー減税の対象に追加します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

条例

東京都条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七九号

東京都条例の一部を改正する条例

東京都条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号イ中「百分の〇・九六」を「百分の一・二」に改め、同号口中「百分の〇・四」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の二・五」を「百分の一・九」に、「百分の三・七」を「百分の二・七」に、「百分の四・八」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・九六」を「百分の一・二」に改め、同号口中「百分の〇・四」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の四・八」を「百分の三・六」に改める。

附則第五条の二第一項の表中「百分の〇・九六」を「百分の一・二」に、「百分の一・〇〇八」を「百分の一・二六」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・五」に、「百分の〇・四二」を「百分の〇・五二五」に、「百分の二・五」を「百分の一・九」に、「百分の二・六二五」を「百分の一・九九五」に、「百分の三・七」を「百分の二・七」に、「百分の三・八八五」を「百分の二・八三五」に、「百分の四・八」を「百分の三・六」に、「百分の五・〇四」を「百分の三・七八」に改める。

附則第五条の二の七中「平成二八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第六条の四第一項第二号中「附則第十二条の三第四項第三号」を「附則第十二条

の三第三項第三号」に改める。

附則第七条第一項中「。以下この条において同じ」を「。次項第二号において同じ」に改め、「。次項において同じ」を削り、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項第二号中「、平成二十一年天然ガス車基準」の下に「(法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準をいう。以下この号において同じ。)」を加え、「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第二項」に改め、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)が基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の三第三項第四号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。以下この号において同じ。)であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」の下に「(法附則第十二条の三第三項第四号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度をいう。次項において同じ。)」を加え、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第六項」に改め、同項第五号中「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第七項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第八項」に、「第三項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第六十七条第一項第一号イ			
七千五百円	四千円	七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円	九千五百円	五千円
九千五百円	五千円	一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円		

第六十七条第一項第二号ロ	一万七千九百円	九千円
	二万九百円	一万九百円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千円
	四万七千円	二万九百円
	二万九千五百円	一万九百円
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千円	二万二千五百円
	五万一千円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千円
十一万一千円	五万五千五百円	
第六十七条第一項第二号イ	六千五百円	三千五百円
九千円	四千五百円	
一万二千円	六千円	
一万五千円	七千五百円	
一万八千五百円	九千五百円	
二万二千円	一万一千円	
二万五千五百円	一万三千円	
二万九千五百円	一万五千円	
四万七千円	二万四千円	
八千円	四千円	
一万一千五百円	六千円	

規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条第三項第一号イ中「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十項」を「附則第四条の五第十一項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十一項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号ニ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十五項」に改め、同号ニ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十七項」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十六項で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条第四項第一号イ中「附則第四条の五第十七項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十八項」を「附則第四条の五第二十項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十九項」を「附則第四条の五第二十一項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第二十項」を「附則第四条の五第二十二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第二十一項」を「附則第四条の五第二十三項」に改め、同号ニ中「附則第四条の五第二十三項」を「附則第四条の五第二十六項」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「附則第四条の五第二十二項」を「附則第四条の五第二十五項」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十四項で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第九条第五項中「附則第四条の五第二十四項」を「附則第四条の五第二十七項」に改める。

附則第十四条第四号中「附則第十五条第二項第六号」を「附則第十五条第二項第七号」に改める。

附則第十五条の三第一号イ中「法第三百四十九条の三又は法」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第一条による改正前の地方税法（以下「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は平成二十八年改正前の地方税法」に改め、同号ロ中「法第三百四十九条の三又は法」を「平成二十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は平成二十八年改正前の地方税法」に改め、同条第二号ロ中「同年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は法」を「同年度分の固定資産税について平成二十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は平成二十八年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十条の二中「第二十項」を「第十九項」に改める。

附則第二十条の三第一号イ中「法第三百四十九条の三」を「平成二十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三」に、「法附則第十五条」を「平成二十八年改正前の地方税法附則第十五条」に改め、同号ロ中「法第三百四十九条の三又は法」を「平成二十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は平成二十八年改正前の地方税法」に改め、同条第二号イ中「第三百四十九条の三」の下に「（第十九項を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同号ロ中「同年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は法」を「同年度分の固定資産税について平成二十八年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は平成二十八年改正前の地方税法」に改める。

附則第二十三条第二項第一号イ中「百分の一・〇〇八」を「百分の一・二六」に改め、同号ロ中「百分の〇・四二」を「百分の〇・五二五」に改め、同号ハの表中「百分の一・〇二五」を「百分の〇・三九五」に、「百分の一・五八五」を「百分の〇・六三五」に、「百分の二・一四」を「百分の〇・八八」に改め、同条第四項第一号イ中「百分の

一・〇〇八」を「百分の一・二六」に改め、同号ロ中「百分の〇・四二」を「百分の〇・五二五」に改め、同号ハ中「百分の二・一四」を「百分の〇・八八」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成二十八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十七年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

規則

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十四号

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第九条の二を第九条とする。

第十条を削る。

第十条の二中「における申請については、前条の規定を準用する」を「においては、次に掲げる書類を添付した申請書を都税事務所長等に提出しなければならない」に改め、同条に次の各号及び一項を加える。

一 補償を受けようとする金額の明細を記載した書類

二 避けることができなかつた事実を証明する書類

三 前二号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める書類

2 都税事務所長等は、前項の申請書を受理したときは、直ちにその事実を調査し、意見を添えて、知事に進達しなければならない。

第十条の二を第十条とする。

第十二条第一項中「、第四十条の五の六」を削る。

第十二条の四第二項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第九項」に改める。

第四十条の五の五中「第十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）

若しくは法第七十二条の三十八の二第二項若しくは第六項又は法第十五条の五第三項において準用する法第十五条第一項」を「第七十二条の三十八の二第一項又は第六項」に改める。

第四十条の五の六を次のように改める。

（徴収猶予の申請書等の補正に係る通知）

第四十条の五の六 法第十五条の二第七項（法第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める通知は、補正通知書による。

第四十条の五の七の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第十五条の二の二第一項の規定による納税者又は特別徴収義務者に対する徴収の猶予に係る通知又は徴収の猶予期間の延長に係る通知及び条例第二十三条の二第三項の規定による分割納付納入（条例第二十三条の二第二項に規定する分割納付納入をいう。以下この章において同じ。）に係る通知は、徴収猶予許可通知書又は徴収猶予期間延長許可通知書による。

第四十条の五の七第二項中「徴収の猶予または期間の延長を認めない場合における法第十五条第四項後段の規定による」を「法第十五条の二の二第二項の規定による徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めない場合における通知及び条例第二十三条の二第二項の規定による分割納付納入の変更に係る」に改める。

第四十条の五の八中「第十五条の二第二項」を「第十五条の二の三第二項」に改める。

第四十条の五の十を次のように改める。

（職権による換価の猶予の通知等）
 第四十条の五の十 法第十五条の五の二第三項において準用する法第十五条の二の二第一項の規定による滞納者に対する換価の猶予に係る通知又は換価の猶予期間の延長に係る通知及び条例第二十三条の四第二項において準用する条例第二十三条の二第三項の規定による分割納付納入に係る通知は、換価の猶予通知書又は換価の猶予期間延長通知書による。

2 条例第二十三条の四第二項において準用する条例第二十三条の二第四項の規定による分割納付納入の変更に係る通知については、前項の規定を準用する。

第四十条の五の十一の見出し中「換価の猶予」を「職権による換価の猶予」に改め、同条中「第十五条の六第二項」を「第十五条の五の三第二項において準用する法第十五条の三第三項」に改める。

第四十条の五の十一の次に次の二条を加える。

（申請による換価の猶予の通知等）

第四十条の五の十一の二 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二の二第一項の規定による滞納者に対する換価の猶予に係る通知又は換価の猶予期間の延長に係る通知及び条例第二十三条の五第三項において準用する条例第二十三条の二第三項の規定による分割納付納入に係る通知は、換価の猶予許可通知書又は換価の猶予期間延長許可通知書による。

2 法第十五条の六の二第三項において読み替えて準用する法第十五条の二の二第二項の規定による換価の猶予又は換価の猶予期間の延長を認めない場合における通知及び条例第二十三条の五第三項において準用する条例第二十三条の二第四項の規定による分割納付納入の変更に係る通知については、前項の規定を準用する。

（申請による換価の猶予の取消の通知）

第四十条の五の十一の三 法第十五条の六の三第二項において準用する法第十五条の三第三項の規定による滞納者に対する換価の猶予の取消の通知については、第四十条の五の十一の規定を準用する。

第四十条の六第一項中「取立」を「取立て」に改める。

第四十条の八の四第三項中「第七十二条の三十九の四第三項」の下に「、法第七十二条の五十七の二第三項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七十二条の三十九の四第二項」の下に「、法第七十二条の五十七の二第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「法第四百四十四条の二十九第一項（法附則第十二条の二の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）」の規定による徴収猶予の申請については、第四十条の五の六第一項（同項第四号を除く。）」の規定を、「を削り、「第七十二条の三十九の四第三項」の下に「、法第七十二条の五十七の二第三項」を加え、「第十五条第四項」を「第十五条の二の二」に、「第十五条の二第二項」を「第十五条の二の三第二項」に改め、「第七十二条の三十九の四第四項」の下に「、法第七十二条の五十七の二第四項」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四百四十四条の二十九第一項（法附則第十二条の二の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第三項において同じ。）」の規定による徴収猶予の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 納入すべき徴収金の年度、月別及び金額
- 二 前号の金額のうち徴収猶予を受けようとする金額
- 三 徴収猶予を受けようとする期間
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

第四十六条第一項第一号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）」又は「を削り、「同法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七

号)に改め、「個人番号及び」を削る。

第四十七条第一項第一号中「個人番号又は」及び「個人番号及び」を削り、同条第二項第一号中「個人番号又は」を削る。

附則第十項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十八年三月三十一日」に改める。

附則第十一項中「電気自動車をいう。以下同じ」を「電気自動車をいう。次項第一号において同じ」に、「天然ガス自動車をいう。以下同じ」を「天然ガス自動車をいう。

次項第二号において同じ」に改め、「。次項において同じ」を削り、「第二十八条の十の規定の適用については、当該各号に定める年度分の自動車税に限り」を「平成二十八年度分の自動車税に係る第二十八条の十の規定の適用については」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度から平成二十八年度までの各年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度から平成二十八年度までの各年度」を「もの」に改める。

附則第十二項から第十四項までを削る。

附則第十五項中「については、」の下に「当該自動車が」を加え、「受けたもの」を「受けた場合」に改め、「平成二十七年度分の自動車税に限り、」の下に「当該自動車が」を加え、「附則第七条第五項」を「附則第七条第二項」に改め、同項第二号中「平成二十一年天然ガス車基準」の下に「(条例附則第七条第二項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「(条例附則第六条の四第一項第二号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。)」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率」が平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギー消費効率(条例附則第七条第二項第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。次項において同じ。)」が基準エネルギー消費効率(同号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。以下この号において同じ。)」であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」の下に「(条例附則第七条第二項第四号に

規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度をいう。次項において同じ。)」を加え、同項を附則第十二項とする。

附則第十六項中「附則第七条第六項」を「附則第七条第三項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十七項を削り、附則第十八項を附則第十四項とする。

別記様式中 第九号様式 徴収猶予申請書(乙)削除 を

第九号様式 徴収猶予申請書(乙)削除 (甲) (丙) 「

第九号の二様式 補正通知書 (丙) に、「第十五号様式 換価の猶予通知書」を

第十五号様式 換価の猶予申請書

第十五号の三様式 換価の猶予許可通知書

第十五号の四様式 換価の猶予不許可通知書

第二十八号様式 払込書 (甲) (乙) を 第二十八号様式 払込書 に改める。

第二十九号様式 都税払込額調査書 第二十九号様式 削除」

発行時 コード	事務所 コード	係
------------	------------	---

発行時コード	事務所コード
--------	--------

別記第九号様式(甲)中「第40条の5の6」を「法第15条」に、「あて」を「宛」に

均等額にすることができない理由

に改

め、同様式備考中4をうとし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 特別徴収義務者が申請する場合にあつては、「納付」とあるのは「納入」と読み替えるものとする。

別記第九号様式の次に次の一様式を加える。

第9号の2様式（第40条の5の6関係）

		年 月 日
納税者 （特別徴収義務者）	住所 （所在地）	
	氏名 （名称）	様

都 税 務 所 長
文 庁 長 ⑤
都 税 総 合 事 務 セ ン タ ー 所 長

補 正 通 知 書

年 月 日付で申請があつた徴収猶予については、下記のとおり不備があるため、徴収猶予の適否の判断を適切に行うことができません。については、速やかに申請書の訂正文は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしてください。

なお、あなたがこの通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に申請書の訂正等がなされなかつた場合には、地方税法第15条の2第8項及び東京都都税条例第23条の3第7項により、当該期間を経過した日において、当該申請を取り下げたものとみなします。

記

（日本工業規格A列4番）

- 備考 1 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第7項の規定による通知にあつては、この様式に準すること。
- 2 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別記第2に準じた教示の文を付すこと。
- 3 知事名で通知する場合にあつては、この様式に準すること。この場合において
- 「都 税 務 所 長
支 庁 長 とあるのは、「東京都知事」と読み替えるものとする。
都税総合事務センター所長」

別記第十五号様式「徴収猶予期間延長許可通知書及び徴収猶予の分割納付納入の変更に係る通知書」並びに「課税課税中5や9の」の次に次のように加える。

- 特別徴収義務者に通知する場合にあつては、「納付」とあるのは「納入」と読み替えるものとする。

別記第十五号様式「法第15条の5関係」や「第40条の5の10関係」に

「なお、分納金額を確実に納めてください。お納めにならない場合には、猶予を取り消し、直ちに滞納処分をさせていただきます。」

「なお、分納金額を確実に納めてください。お納めにならない場合には、猶予を取り消し、直ちに滞納処分をさせていただきます。」

記

別記第十五号様式「第15条の5第3項」や「第15条の5の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項」並びに「課税課税中5や9の」の次に「及び職権による換価の猶予の分割納付納入の変更に係る通知書」を加える。

別記第十五号様式の次に次の三様式を加える。

第15号の2様式 (法第15条の5関係)

(表)

都 税 務 所 長 宛
支 庁 長 宛
都税総合事務センター所長 宛

納税者 (特別徴収義務者)

年 月 日

住所 (所在地)	
氏名 (名称及び代表者氏名)	㊟
連絡先 (電話番号・法人の場合は郵便番号)	

換 価 の 猶 予 申 請 書

以下の都税について、納期限までに一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるため、換価の猶予を申請します。

年度 月別	税 目	納期限	税 額	加算 金額 円	延滞 金額 円 <small>法第15条の5 第3項に おける金額</small>	納付すべき 都税 円	現在納付可能 資金額 円	換価の猶予 許可限度額 円
					〃			
					〃			
合 計								
								A
								B
								C (A-B)

一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

猶 予 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで

担保 有 無 担保財産の詳細又は提供できない特別な事情

2 特別徴収義務者番号欄については、都民税利子割に係る利子等の支払の事務又は利子等の支払の取扱いの事務を行う営業所等が更正の請求を行う場合に記載するものであること。

別記第二十八号様式(甲)を削る。

別記第二十八号様式(乙)を別記第二十八号様式とする。

別記第二十九号様式を次のように改める。

第29号様式 削除

別記第二十九号の三様式中「第9条の2」を「第9条」に改める。

別記第百八十号様式中

減免額等の総合計	減免事業所床面積の合計 資産別・減免額の合計	円	減免定率者給与総額の合計 従業員別・減免額の合計	円
----------	---------------------------	---	-----------------------------	---

を

減免額等の総合計	減免事業所床面積の合計 資産別・減免額の合計⑨	円	減免定率者給与総額の合計 従業員別・減免額の合計⑩	円
	資産別・従業員別の減免額総合計(⑨+⑩)			

に

改める。

別記第百八十四号様式(面)第1中

個人番号 法人番号	又 号 号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。				
.....	

を

(法人の場合) 法人番号	号				
-----------------	---	-------	--	--	--	--

に改める。

別記第百八十四号の三様式(第1、第百八十四号の四様式及び第百八十四号の五様式中

個人番号 法人番号	又 号 号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。				
.....	

を

(法人の場合) 法人番号	号				
-----------------	---	-------	--	--	--	--

に改める。

別記第百八十四号の六様式(面)第1中

個人番号 法人番号	又 号 号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。				
.....	

を

法人番号	号				
------	---	-------	--	--	--	--

に改める。

別記第百八十四号様式及び第百二十五号様式(乙)中「法第15条の5」を「法第15条の5」に改める。
法第15条の6」

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 別記第百八十四号様式の改正規定 平成二十九年一月一日
二 第九条から第十条の二までの改正規定、別記様式の改正規定

「第二十八号様式 払込書(甲)」「第二十八号様式 払込書(乙)」を「第二十八号様式 払込書」に改める部
「第二十九号様式 都税払込額調査書」第二十九号様式 削除」

分に限る。)並びに別記第二十八号様式(甲)から第二十九号様式まで及び第二十九号の三様式の改正規定 平成二十九年四月一日

三 第四十条の八の四第一項の改正規定(「第七十二条の三十九の四第三項」の下に「、法第七十二条の五十七の二第三項」を加える部分及び「第七十二条の三十九の四第四項」の下に「、法第七十二条の五十七の二第四項」を加える部分に限る。)、同条第二項の改正規定(「第七十二条の三十九の四第二項」の下に「、法第七十二条の五十七の二第二項」を加える部分に限る。)及び同条第三項の改正規定(「第七十二条の三十九の四第三項」の下に「、法第七十二条の五十七の二第三項」を加える部分に限る。) 平成三十年一月一日

2 この規則による改正後の東京都都税条例施行規則の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十七年分までの自動車税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第七十五号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都宿泊税条例施行規則(平成十四年東京都規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

別記第十三号の二様式1及び第十三号の三様式1中 (第1面) (第1中)

個人 番号 又 番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

を

(法人の場合) 個人 番号 又 番号	

に改める。

別記第十三号の四様式1、第十三号の五様式及び第十三号の六様式中 (第1面)

個人 番号 又 番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

を

(法人の場合) 個人 番号 又 番号	

に改める。

附 則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001